

令和5年度 第2回 鱒ヶ沢警察署協議会議事録

1 開催日時

令和5年10月16日(月) 14:00～15:00

2 開催場所

鱒ヶ沢警察署 3階 会議室

3 出席者

- 協議会委員 5人
花田会長、野呂副会長、菊谷委員、岩根委員、工藤委員
- 警察署 3人
署長、次長、事務局(警務会計課員)

4 開催内容

- (1) 開会
- (2) 機動隊訓練状況の視察
- (3) 署長挨拶
- (4) 議事

ア 業務概況

- (ア) 刑法犯認知・検挙の状況
- (イ) 交通事故の発生状況
- (ウ) 管内の治安情勢

イ 業務推進状況

- (ア) 鱒ヶ沢町・深浦町犯罪被害者等支援条例の制定について
- (イ) 詐欺の情勢及び最近の手口について
- (ウ) クマの被害状況について

(5) 意見・要望等

- 遊歩道を車で走行している人がいる。
[回答] 車が歩道を走る行為は通行区分違反になる。車のナンバーや運転手の特徴を覚えて110番通報してもらいたい。
- 自転車利用者でヘルメットを被っていない人が多い。交通安全教室等で指導してはどうか。
[回答] 自転車利用者のヘルメット着用は、すべての利用者の努力義務である。子供のうちから習慣となるよう小学校の交通安全教室等で指導していく。
- 運転免許の条件を解除するには。
[回答] 運転できる自動車の制限は、教習所で講習を受け検定に合格するか、免許試験場での実技試験に合格することで解除できる。
- 電動キックボードの利用について教えてほしい。
[回答] 令和5年7月の法改正により、16歳以上、運転免許不要、ヘルメット着用努力義務で利用できるようになった。
- 追い越し禁止場所での低速車両に対し、車間距離を詰めて走行する行為はあおり運転になるのか。
[回答] あおり運転の意識はなくても、車間距離を詰める行為は、車間距離不保持違反となる。一般道は最低速度の標識がない限り最低速度違反にならないため、追いつかれた車両の義務として、左路肩に寄せて後続車両を先に行かせるよう安全指導していく。
- 防犯カメラを信号機に取り付けてはどうか。
[回答] 可能かどうか関係機関への問い合わせも含めて検討する。

(6) 閉会

【 開催状況 】

